港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第9項の規定に基づき、清水港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成29年12月1日

清水港港湾管理者 静 岡 県代表者 静岡県知事 川 勝 平 太

1 港湾計画の変更の概要

平成16年7月30日付け静岡県公報によりその概要を公告した清水港港湾計画について、変更した事項は、次のとおりである。

(1) 公共埠頭計画及び旅客船埠頭計画

ア 公共埠頭計画 (変更)

地区名	種別	水深 (m)	延長 (m)	面積 (ha)	備考
目の出	岸壁	12	410	-	(変更前)日の出 1~3 号岸壁 (変更後)日の出新 1 号岸壁※

イ 旅客船埠頭計画 (新規計画)

地区名	種別	水深 (m)	延長 (m)	面積 (ha)	備考
日の出	岸壁	12	820	-	(変更前)日の出 1~5 号岸壁 (変更後)日の出新 1·2 号岸壁※

※日の出新1号岸壁は貨客併用

(2) 水域施設計画 (変更)

地区名	種別	水深延長		面積	備考
		(m)	(m)	(ha)	v
目の出	泊地	12	_	1.8	既設の変更計画

(3) 土地利用計画 (単位: ha)

(· / _ _ _	•						() 1/
用途地区名	埠 現 用 地	港湾関連 用 地	交流厚生 用 地	工 業 用 地	交通機能 用 地	緑地	合 計
目の出	(6) 6	(9) 9	(6) 6	-	(1) 1	(4) 4	(26) 26

- 注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土 地利用計画である。
- 注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。
- 注3) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

(4) その他重要事項

ア 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

, 10,111,1						
地区名	種別	水深 (m)	延長 (m)	面積 (ha)	備考	
	岸壁	12	820	-	既設の変更計画	
日の出	泊地	12	-	1.8	既設の変更計画	

イ 大規模地震対策施設計画

	C) 4) / [T C C C C C C C C C				
地区名	種別	水深 (m)	延長 (m)	面積 (ha)	備考
日の出	岸壁	12	480	-	既設の変更計画 2 バース 820m のうち

2 港湾計画の縦覧の場所

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県交通基盤部港湾局港湾企画課

静岡市清水区日の出町9番25号 静岡県清水港管理局総務課